

旧市宮津雲台第 1 住宅ほか 4 住宅跡地売却支援業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 5 年 6 月 28 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- | | |
|-----------|---|
| 1 業務名称 | 旧市宮津雲台第 1 住宅ほか 4 住宅跡地売却支援業務 |
| 2 業務場所 | 吹田市津雲台 6 丁目 20 番ほか |
| 3 履行期間 | 令和 5 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 14 日 |
| 4 業務概要 | 旧市宮津雲台第 1 住宅ほか 4 住宅跡地の売却を円滑に行うにあたり、当該売却を支援する。 |
| 5 予定価格 | 28,780,000 円（税抜） |
| 6 最低制限価格 | 事後公表とする。 |
| 7 入札回数 | 1 回 |
| 8 入札保証金 | 吹田市財務規則第 98 条に基づき免除。 |
| 9 契約保証金 | 契約金額の 10%以上 |
| 10 支払条件 | (1) 前払い有り（請求は令和 6 年度。契約金額の 30%以内の額）
(2) 部分払 無し |
| 11 瑕疵担保期間 | 1 年 |
| 12 入札参加資格 | 以下に掲げる要件を全て満たしていること。
(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2) 本市の入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていること。
(3) 公告の日から落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
(4) 公告の日から落札決定の日までの期間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要領にも該当しないこと。
(5) 「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）」又は「民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）」に基づき更生又は再生手続き開始の申立てがなされている者について |

ては、更生計画または再生計画の認可決定の確定を受けていること。

- (6) 「宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）」に定める宅地建物取引士（以下「宅地建物取引士」という。）の有資格者を配置できること。
- (7) 「不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）」に定める不動産鑑定士（以下「不動産鑑定士」という。）の有資格者を配置できること。
- (8) 仕様書に定める業務を実施することができること。
- (9) 過去に国、地方公共団体、「法人税法（昭和40年法律第34号）」別表第一に掲げる公共法人又は「建設業法（昭和24年法律第100号）」施行規則第18条に規定する法人の公有地を売却又は売却を支援した実績があること。

13 入札参加資格確認申請及び結果通知

入札参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(1)に示す資料を所定の日時、及び場所に持参（以下「入札参加申請」という。）し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加申請を行わない者又は入札参加申請の審査（以下「事前審査」という。）の結果、資格「無」と通知を受けた者は、当該入札に参加することができない。

(1) 入札参加申請に必要な書類

- ア 入札参加資格確認申請書 — 様式1
- イ 誓約書 — 様式2
- ウ 参加資格確認結果通知先 — 様式3

入札参加申請に必要な書類は吹田市都市計画部都市計画室ホームページから様式をダウンロードして作成すること。

(2) 申請方法

入札参加申請については、書面にて受け付けるものとし、郵送、宅配、電送及び電報等による申請は受け付けない。

ア 申請受付場所

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市本庁舎 低層棟2階（7月3日（月）以降は低層棟3階）

都市計画部都市計画室

電話 (06) 6384-1904（直通）

イ 申請受付期間

令和5年6月28日（水）午前9時30分から

令和5年7月12日（水）午後5時00分まで

(3) 結果通知

ア 結果通知日

令和5年7月14日（金）

イ 通知方法

電子メール (toshisoumu@city.suita.osaka.jpより通知)

(4) その他

ア 事前審査は、資格者名簿への登載、指名停止の有無等を審査する。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

オ 申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

カ 資格「有」の者には、電子メールにて結果通知として入札関係書類を送付する。

14 設計図書等の交付方法

(1) 交付期間

令和5年6月28日(水)から令和5年7月12日(水)まで(土・日及び祝祭日を除く)の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 交付方法

吹田市本庁舎において直接交付するものとし、郵送、宅配及び電送等による交付はしない。なお、入札参加申請に必要な書類は、吹田市都市計画部都市計画室ホームページから様式をダウンロードすること。

(3) 交付場所

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市本庁舎 低層棟2階(7月3日(月)以降は低層棟3階)

都市計画部都市計画室

15 設計図書等に対する質疑及び回答

(1) 質疑書の提出

ア 質疑書の提出方法

吹田市都市計画部都市計画室ホームページから様式をダウンロードし、電子メールにより提出すること。

電子ファイルの形式は Microsoft Excel 又は PDF とし、送信の際には必ず事前にウイルスチェックを行うこと。なお、電話等による質疑は一切受け付けない。

また、質疑には商号又は名称を特定する記載及び見積り金額に関する記載は行わないこと。

イ 質疑受付締切日時

令和5年7月19日（水）午後5時

ウ 送信先メールアドレス

toshisoumu@city.suita.osaka.jp

(2) 質疑に対する回答

ア 回答方法

吹田市都市計画部都市計画室ホームページに掲載する。

イ 回答日時

令和5年7月21日（金）午後3時以降

16 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和5年7月26日（水）午前10時

(2) 入札場所

大阪府吹田市泉町2丁目29番1号

吹田市文化会館メイシアター 第1会議室

17 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報等による入札は認めない。

(2) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、入札を終了する。

18 入札の辞退

入札を辞退する場合は、前記入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。
なお、入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けないものとする。

19 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって業務委託料とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

20 落札候補者の決定

(1) 開札後の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。

(2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、くじにより落札候補者を決定する。

21 事後審査

開札後、落札候補者に対して事後審査するので、以下の書類を提出すること。

(1) 提出日時

令和5年7月26日（水）開札後

(2) 提出場所

吹田市文化会館メイシアター第1会議室

(3) 提出書類

ア 入札参加資格要件を満たす受注実績が確認可能な書類

(契約書の写し等)

- イ 宅地建物取引士及び不動産鑑定士の有資格者の資格者証の写し
- ウ 宅地建物取引士及び不動産鑑定士を直接的かつ恒常的（入札参加資格確認申請日において3ヶ月以上の雇用関係）に雇用していることが確認可能なもの
- エ 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書

22 その他

入札参加者は、この要領の内容を承認のうえ、入札を行うこと。

23 問い合わせ先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市都市計画部都市計画室（吹田市本庁舎低層棟2階（7月3日（月）以降は低層棟3階））

電話（直通） 06-6384-1904